# 民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度の創設

## 1.背景・目的

地球温暖化の顕在化や世界的な資源・エネルギー需給の逼迫が懸念されており、持続的発展を維持する視点から、循環型社会への転換が求められている。

都市活動から発生する下水は、豊富な資源・エネルギーを有しており、下水を処理することで発生する下水汚泥については、廃棄物として捉えるのではなく、バイオマスとして資源化・再利用することにより、地球温暖化防止等に貢献していく必要がある。

以上を踏まえ、下水汚泥等の資源化、流通、販売・利用を一体的に捉え、民間企業の有するノウハウを最大限活用することにより、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進するものである。

### 2.概要

### (1)計画策定

下水道管理者が民間企業と一体となって行う下水汚泥等の循環利用に関する計画の 策定に要する経費を補助対象とする(地方公共団体に対し補助率2分の1)。

# (2)資源化施設等

当該計画に基づき、PFI手法により民間事業者が資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設(炭化炉等)を建設する際に、地方公共団体への補助を通じてこれを支援する。また、民間事業者が下水汚泥等の処理施設と関連して整備する貯蔵施設等の建設費に対し、CO<sup>2</sup>削減効果が1,000t-CO<sup>2</sup>/年以上と見込まれる場合には、地方公共団体が助成する額の全額又は一部(但し、総費用の3分の1を限度とする。)を補助する。

なお、関連施設に対する補助については当面5年間の措置とし、当該制度の活用状況を基に、民間活用促進効果やCO2削減効果等を検証するものとする。

#### 3. 事業効果

民間企業の有するノウハウを最大限活用することにより、下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進し、循環型社会の形成や地球温暖化対策の推進に貢献する。

